

お知らせ

埋立ごみの搬入場所が変わります

家庭から出た埋立ごみを直接搬入して処分する場合、これまで搬入場所は中山投棄場でしたが、3月31日(水)で受け入れを終了します。4月1日(木)からは、新たに小八木中継基地（東近江市小八木町19）で受け入れを行います。

※小八木中継基地使用料：5kgまでごとに50円

※3月25日(水)から、試験的に小八木中継基地で受け入れを開始しますので、直接搬入する場合はそちらに持ち込んでください（従来どおり事前に不燃廃棄物搬入許可申請が必要）。

📍

彦根愛知犬上
広域行政組合
☎ 35-0015
FAX 35-4711

生活環境課
☎ 30-6116
FAX 27-0395



3月15日(月)～4月15日(木) 新入学(園)児と高齢者の 交通事故防止運動

▶春は新入学児童の事故が多くなる時期です。車を運転中に道路上で子どもを見かけたときは、子どもの動きに注意して、徐行や一時停止などをしてください。

▶路上駐車は飛び出し事故の原因となるのでやめましょう。

▶子どものいる家庭では、子どもの目線から見た危険箇所を確認し、注意点を教えましょう。

▶前方を横断中もしくは横断しようとする歩行者などがいる横断歩道に接近する際は、安全に減速・停止し、道を譲りましょう。

📞 交通対策課

☎ 30-6134 FAX 24-5211

お知らせ

4月から稲枝駅の東・西口に 市営駐車場を開設します

車での送迎時などにご利用ください。

🕒 4月1日(木)～利用開始

📍 稲枝駅（稲枝町）東口・西口

💰 駐車料金

【30分以内】無料

【30分～1時間30分】200円

【1時間30分以上】

1時間ごとに100円加算

【1日の最高限度額】600円

📞 交通対策課

☎ 30-6134 FAX 24-5211

宝くじの助成金を地域コミュニティ活動に生かしています

宝くじ助成は、地域コミュニティの健全な発展を図ることを目的として、(一財)自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源に実施しているものです。

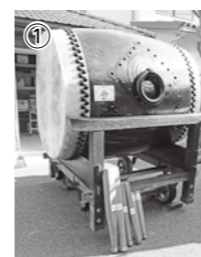
令和2年度にこの制度を利用して実施された事業を紹介します。

▶一般コミュニティ助成事業 コミュニティ活動備品の整備 (金剛寺町自治会)

大太鼓(写真①)の修復や移動式放送設備(写真②)の整備を行いました。今後、地域に伝わる伝統を継承するとともに、放送設備の整備によりさまざまな自治会活動を展開されることが見込まれます。

📞 まちづくり推進室

☎ 30-6117 FAX 22-1398



彦根市シティプロモーション戦略推進委員会 2021年度メンバー募集

「彦根市シティプロモーション戦略」に沿って、市民が自発的に楽しみながら取り組めるシティプロモーション活動を、市と協働して進めています。



2020年度のイベントの様子

🎯 次の項目に全て該当する人

- ▶ 15歳以上（高校生含む）
- ▶ LINE またはメールで連絡が取れる。
- ▶ Zoom（オンライン会議アプリ）が使える。
- ▶ 月1回程度開催される会議に概ね参加できる。

📄 20人程度

📄 3月22日(月)までに彦根市ホームページの専用応募フォーム

👤 応募者を対象とした説明と面談を行います。

【令和2年度の主な事業】（詳しくは彦根市ホームページへ）

- ▶ 彦根の未来を創るアイデアコンテスト
- ▶ シティプロモーション動画「彦根のここが好き」の制作
- ▶ 野外イベント「ひこねいろ～描いて伝えるわたしの想い～」

📞 彦根市シティプロモーション戦略推進委員会事務局（シティプロモーション推進課内）☎ 30-6143 FAX 22-1398



粗大ごみ（小型家電を含む）の 休日受け入れ

🕒 3月28日(日) 8:00～11:00

※搬入車両の待機場所はひこね市文化プラザ駐車場です。職員の誘導に従って搬入してください。

※清掃センターへは直接入場できません。

※交通の妨げになるため、受け入れ時間前のご来場はおやめください。

※通常と搬入時間が異なります。※住所確認のため、運転免許証などを提示してください。

※粗大ごみの受け入れは有料です。（1m未満の小型家電は無料）

※割っていない電球・蛍光管なども受け入れます。

※テレビなどの家電リサイクル法対象品は引き取れません。

事業所から出るごみの処分方法

同じ種類のごみでも、事業所（営利、非営利、法人、個人の区別なし）から出るごみと、家庭から出るごみとは処分方法が異なります。地域の了解を得て、市が収集を行う集積所を利用する場合でも、次のとおり出せるごみと出せないごみがありますのでご注意ください。

詳しくは、清掃センターへお問い合わせください。

●地域の集積所に出せる（清掃センターへ持ち込める）ごみ

事業系一般廃棄物（例：生ごみ、紙くず、事務用紙、草、枝木）

※業種によっては収集・処分できないものもあります。

【地域の集積所を利用する場合】集積所を管理している自治会などの了解を得た上で、事業用燃やすごみ指定専用袋に入れ、特別収集証紙を貼り付けてから出してください。

【清掃センターへ持ち込む場合】事業用燃やすごみ指定専用袋をご利用ください（特別収集証紙の貼り付けは不要）。

●地域の集積所に出せない（清掃センターへ持ち込めない）ごみ

産業廃棄物（例：廃プラスチック、ガラスくず、陶磁器くず）

※産業廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託するなどして処分してください。

📞 清掃センター（野瀬町）☎ 22-2734 FAX 24-7787